

令和 6 年 11 月 13 日

**現場代理人及び監理・主任技術者選任通知書に添付する雇用関係が
証明できるもの（保険証等）の写しについて**

鏡野町総務課

令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することから、「現場代理人及び監理・主任技術者選任通知書」に添付する雇用関係が証明できるもの（保険証等）の写しについて、令和 6 年 12 月 2 日以降、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

【マイナ保険証を所持している作業員の場合】

- ・保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報の印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を添付。

【マイナ保険証を所持していない作業員の場合】

- ・保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格確認書」のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を添付。なお、令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで（最長、令和 7 年 12 月 1 日まで）、従来通り作業員の健康保険加入及び雇用状況確認資料として添付することができる。